

頃はいまだ河中にて河原なりしと聞ゆ。

又三壺記に、承應元年に金澤河原町の内へ盜賊入りて、町屋の土藏を破り、一人は内へ入り雜物を取出し、二人は外に居て持運ぶ。翌日右の雜物を割符する處に、外に有之二人は大分に取り、内へ入るものには小分相渡すに付きて、一人の申すやう、我は内へ入りて取出す。大事の所を致させ、少分渡す事沙汰の限りとて不請取。此盜人は足輕の扶持放されたる者共、井關少左衛門・大野庄太夫といふ兩人也。庄太夫は初め盜人致し、鼻をかゝれし者也。内に入りたるは、家中の浪人小者也。此小者頓て思案して訴人に出づ。町肝煎に知らせ、奉行所より捕手を遣す所に、井關は風を食ひて脱落す。妻子共を捕へて籠舎す。大野は越前の溝落といふ所に隠れ有之を、津田玄蕃奉行にて、廣瀬助左衛門を溝落へ捕りに被遣所に、盗人山刀を以て、助左衛門の眞向を一刀切りたれども、無難に召捕りけり。疵は少しの事故、早速に平癒す。何れも小松より被仰越。盜人は成敗被仰付。廣瀬助左衛門は手柄之旨御意にて、知行百五十石被下、組外に被仰付。伊與田五郎左衛門相司に被成、里

子裁許を勤め、其上裁許の歩の者御預け被成けり。訴人に罷出づる小者は御赦免被成、里子に被仰付けり。とあり。河原町にての事件なるゆゑ、今因みに爰に記載す。

○河原町風呂屋傳話

三壺記に云ふ。元和の初めより筑前守利光卿は御在江戸といふ事なし。そのゆゑいかんとなれば、折々の江戸御參勤にも、御前様より御飛脚頻りに立ちて御暇の御訴訟有るに付き、早速に御歸城被成けり。御前様並に若君達の御慰みとて、數ヶ所の芝居を淺野川・才川兩所に立ならべ、あやつり・歌舞伎品々あり云々。宮腰・大野より馬足の便りとして、淺野川下安江と云ふ所まで堀川を通し、船の通ひ有りければ、則ち堀川町とて傾城を置き、其所のありさまは兵庫や須磨・明石に異らず。中河原町と野町とに風呂屋有りて、湯女と名付くる女を置き、江戸芝口・下屋とやらんに似たりと。今按ずるに、是金澤にて風呂屋の事の記録に見ゆる始めなり。下學集に、風呂は湯殿也。日本之俗呂作爐。又曰爐火器也。風呂溫室義同也。とあり。さて三壺記に、寛永年中の事を記載して、數年金澤所々に遊君有りて、色

にふける者金銀を盡す。此の金銀の出所に事缺きて、勝負どもはやり、天狗頼母子といふ事を下々の者仕出し、夥數利徳の者もあり。又身代を破る者もあり。盜賊人も出來す。富山藤繩といふ御相撲の者大將にて、金澤にて若者だてする若黨共、あなたこなたにて土藏を破る。かやうの者共あらはれて御成敗被仰付。是皆傾城あるゆゑなりとて、町奉行へ被仰渡堅く御制禁の處に、才川惣構の風呂屋に女を抱え置き、湯女と名付けて人々是に群集す。又中村刑部預りの足輕病死して、其後家いもかといふ者、きちといふ娘を持ち、其弟男子あり。此か、娘子をうるのみならず、あなたこなたにかこひ置きて、御用の方へ參らせけり。此事御目付衆御兩殿へ書上ぐる。本多房州・横山城州の計らひにて、彼風呂屋親子三人、いもか、親子三人を泉野にて張付に懸けらる。それよりばくち・傾城といふ事なしと。按ずるに、寛永五年八月廿三日の金澤町中定書に、
一、於町中傾城並出合屋堅御停止之事。
一、當町風呂屋遺女之事、妄之作法有之付而は、宿主可爲曲言事。

右のヶ條は、寛永十四年三月廿五日の定書にも同様記載せられたり。されば前願の傾城および湯女の制禁を嚴重に命ぜられたるも、寛永五年の制禁定書に依りて、風呂屋の屋主までも重刑に處せられし事知られけり。金澤町會所留記に載せたる元祿八年十月十六日の連書に、風呂屋向後新規に難相立、若し商賣仕廻候者有之節は、其町之内に而替人可相立、他町之者は不相成由見たり。又同十年二月四日金澤市中風呂屋共連名の請書に、今日被召出、湯風呂から風呂共御赦免被成。第一火之用心綿密に致し、自今暮切に相仕廻、高壁不作法は勿論、風呂へ入る人等座敷へ呼入れ、茶・たばこ出し申間敷。又から風呂同日に一ヶ月六齋、其外留風呂仕間敷皆被仰渡奉畏。とありて、犀川口風呂屋の連名連署の名頭に、河原町風呂屋清兵衛と載せたり。から風呂とあるは所謂蒸風呂の事なるべし。さて綱紀卿の時金澤市中の風俗甚だ嚴重なりし事、右風呂屋入湯人の心得方の嚴格なるにても知られけり。

○鳥屋佐七傳話

續咄隨筆に云ふ。大槻内藏允は卑賤より登擧せられて、累